



渋川空友館 有段者会費納入状況

(2016年5月1日現在)

終身会員	2・27・58・205・245・338・344 359・450・473・546・740・785 997・1337・1516・1823
2026	985
2025	1251
2023	529・891
2022	1410・1719
2021	906・1461
2020	1032・1113・1248・1688・1694 1695・1739
2019	554・583・584・1067・1496 1611・1621・1622・1701・1792
2018	634・716・810・1076・1136 1157・1195・1289・1296・1389 1450・1500・1585・1592・1678 1692・1705・1713・1738・1795
2017	659・722・723・740・1220 1221・1290・1349・1414・1433 1467・1536・1544・1568・1601 1620・1626・1627・1674・1690 1691・1699・1709・1711・1712 1718・1730・1785

2016	786・805・807・855・863・994 1040・1135・1175・1179・1353 1357・1400・1479・1489・1511 1517・1519・1545・1555・1556 1579・1606・1630・1631・1637 1659・1669・1673・1682・1710 1715・1742・1743・1769・1783
2015	717・833・1176・1332・1354 1405・1459・1497・1554・1595 1616・1649・1758
2014	896・1015・1272・1412・1413 1723・1771
2013	1608・1609・1628・1657・1660 1714・1722
2012 平成28年12月末 までに納入なき 時は除籍となり ます	1341・1506・1549・1629・1632 1716

※ 有段者会費（1,000／年）が3年間滞納されますと有段者会規約
第2章6条により除籍となりますのでご注意ください。

※ 有段者会慶弔見舞規程は、該当年度まで会費が納入されていない方は
適用されませんのでご注意ください。

～不明の点がありましたら有段者会会計又は事務局までお問い合わせ下さい～

慶弔見舞の申請用紙は、渋川空友館のホームページ「定型様式」のところにあります。

渋川空友館有段者会慶弔見舞規程

昭和52年4月1日 設 定

平成26年4月5日一部改正

【適 用】

第1条 会員に対する慶祝金・見舞金及び弔慰金の支給は、この規定の定めるところによる。ただし、有段者会費の未納がある者は対象外とする。

【慶祝金】

第2条 会員が次の各号に該当したときは慶祝金を支給する。

- (1) 結婚したとき：10,000円または相当額の祝品。
- (2) 出産のとき：5,000円または相当額の祝品。
- (3) 住居を新築したとき：10,000円または相当額の祝品。

【見舞金】

第3条 会員が次の各号に該当したときは見舞金を支給する。

- (1) 疾病又は負傷により1ヶ月以上入院したとき：5,000円。
- (2) 疾病又は負傷により10日以上入院したとき：3,000円。

【弔慰金】

第4条 会員が次の各号に該当したときは弔慰金を支給する。

- (1) 会員又は会員の配偶者が死亡したとき：10,000円。
- (2) 会員の実父母又は子供が死亡したとき：5,000円。

【申 請】

第5条 会員は、各号に該当したときは、個人の責任において会長まで書面（任意様式）で申し出ることとする。

ただし、申請は1年以内とし、それを越えたときは無効とする。

【附 則】

第6条 この規程は昭和52年4月1日からその効力を発する。

第7条 この規程の施行に伴う細則は、有段者会役員会において決議し別に定める。

以 上